

医第1437号
令和6年10月4日

各医療機関管理者様
(七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町)

石川県健康福祉部医療対策課長
(公印省略)

令和6年奥能登豪雨災害により被災した医療施設等に係る
災害復旧費補助金の活用意向の報告について(依頼)

日頃より、本県の保健医療行政の推進につき、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、厚生労働省医政局地域医療計画課から、国庫補助事業の案内がありましたので、お知らせいたします。

つきましては、各医療機関における本事業の活用を要望する場合には、下記HPから詳細を確認の上、掲載中の様式にてご報告いただきますようお願いいたします。

記

1 対象医療機関

- ・ 公的医療機関
- ・ 政策医療実施機関

(救命救急センター、救急告示病院、在宅当番医制診療所(歯科含む)、休日夜間急患センター、休日等歯科診療所、災害拠点病院、在宅医療実施病院(診療所及び歯科診療所を含む)など)

2 対象費用

- ・ 建物及び建物附属設備の復旧費用
- ・ 医療用設備(CT、MRI、リニアック等の建物と一体として復旧を行う医療機器の復旧費用)
- ・ 医療機関の医療機器、医療関係者養成所施設の教材の復旧費用(※1、2)
 - ※1 激甚災害により被災した場合に限る
 - ※2 修理費等の復旧費用が、1品あたり50万円(歯科は10万円)以内は除く
 - ※ 復旧のための費用の合計(税込)が80万円に満たない場合は対象外
 - ※ 土地(敷地、構内道路等)は対象外
 - ※ 消耗品、椅子・机・パソコン等の備品、車両は対象外

3 補助率

1 / 2 (激甚災害に指定された場合、公的医療機関は 2 / 3)

4 提出期限及び提出資料

	提出期限	提出物
協議書提出	10月15日(火) ※期限までの提出が 難しい場合は事前に ご相談ください	・様式第1号抜粋 ※災害復旧所要額など施工業者の見積書がな いと記載できない箇所については、記載不要で す

※本補助金を活用して復旧を行う場合、国による実地調査を行い、被災箇所等
を確認する必要があるため、被災箇所すべての写真を準備していただく必要が
ございます

※実地調査に必要な書類の提出依頼は申請いただいた医療機関へ後日送付します

5 提出先

下記担当あてにメール提出

石川県健康福祉部医療対策課 永田

メールアドレス nagata_r@pref.ishikawa.lg.jp

石川県健康福祉部医療対策課ホームページ>医療機関への各種お知らせ
https://www.pref.ishikawa.lg.jp/iryuu/tsuchi/iryookikan_oshirase.html

(事務担当)

医療対策課 永田

TEL 076-225-1456

FAX 076-225-1434

MAIL nagata_r@pref.ishikawa.lg.jp